

令和7年度大学生教職体験プログラム広報業務委託仕様書

1 目的

佐賀県教育委員会（以下「県教委」という。）では、教職員の人材確保の一つの手段として、大学生に教員業務を体験してもらい、教員や生徒、同じ志を持つ学生と関わることで、「佐賀で教員になりたい」という思いを持つ大学生を増やす大学生教職体験プログラムを実施する。今回の委託業務では、参加した学生の活動動画を作成し、SNS 等で活用することで教員の魅力発信を行い、佐賀県教員採用選考試験の受験者数の増加を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、県教委と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施に当たっては、県教委担当職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4 大学生教職体験プログラムについて

（1）開催日・場所

令和7年9月9日（火） 香楠中学校・鳥栖高等学校

令和7年9月17日（水） 唐津東中学校・唐津東高等学校

※各校の定員は20名ずつ

（2）活動内容

- ・ 生徒の学習活動サポート
- ・ 生徒・教員との座談会 など

（3）対象者

- ・ 大学1年生
- ・ 佐賀県教員採用試験3年生チャレンジ受験合格者
（教育学部以外の学生や県外の学生を含む。）

5 ターゲット像・実現したい姿

（1）ターゲット

将来の進路に迷っている大学1・2年生で、教育学部以外に在籍し、教職課程未履修または履修継続を迷っている者。教職に対する関心が低く、教員採用選考試験や教育現場について積極的に情報収集を行わない層。

(2) 実現したい姿

ターゲットとなりうる大学生等が教職や学校現場への親しみや興味を持ち、教職課程の履修や教員採用選考試験受験を前向きに検討する。

6 委託業務の内容

(1) 動画制作業務

大学生教職体験プログラムの活動風景を撮影し、教職員課が運営する SNS (YouTube、X、LINE) に掲載する、教職員の魅力を発信する内容の動画に編集する業務。

(ア) 動画の内容について

- ・教育現場の魅力を伝え、教職に対するマイナスイメージや不安感を払拭する動画とすること。
- ・来年度の参加者へ活動内容がイメージしやすいものとする。

(イ) 編集動画について

撮影・編集については、実施校のうち県が指定する 1 校について行うこととし、YouTube 投稿用の長尺動画と、X 及び LINE 投稿用の短尺動画の合計 2 本編集すること。

※ 受託者が作成した動画の著作権については、県教委に帰属することとする。

(2) 情報発信業務

佐賀県で教員として働いてみたいと思えるきっかけとなるような情報発信及び大学生教職体験プログラムの周知に係る業務。

(ア) 企画内容

(1) で制作した動画を、教職員課が運営する各種 SNS (YouTube、X、LINE) に投稿した後、最も効果的な方法でターゲットに拡散する。上記 SNS を利用した拡散を主とするが、その他の広報ツールによる情報発信が可能な場合は提示すること。ただし、委託期間終了後は、県教委職員による運用が可能なものとする。ツール内での広報内容は、県教委と協議し決定する。

(イ) 時期

- ・令和 7 年 10 月（佐賀県公立学校教員採用選考試験秋選考前）
- ・令和 8 年 3 月

6 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書（1 部）（PDF その他の電子データも併せて提出すること）
- (2) 本業務において作成した動画等
- (3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 委託料

1,625,800 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 委託料の支払い

完了払

9 その他留意事項

- (1) 佐賀県教職員採用ホームページ (<https://saga-kyoin.jp/>) で発信しているメッセージやイメージに沿った動画とすること。
- (2) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県教委に帰属するものとし、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 撮影の際は、了承を得た生徒や参加学生のみ撮影すること。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を有する素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県教委が利用する場合についても同様とする。
- (6) 受託者による施設・設備等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県教委と受託者の協議により県教委が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県教委に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び関係要綱等を遵守すること。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県教委と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるときは、県教委と受託者との協議の上、変更することができるものとする。